

# 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条に規定するもののほか、委員会に関する規定はこの規程による。

(種別)

第2条 この法人に次の委員会を置く。

- (1) 総務地域福祉委員会
- (2) 在宅生活支援委員会
- (3) 生活福祉資金調査委員会
- (4) その他、会長が必要と認める委員会

(召集)

第3条 委員会の招集は会長が行なう。

(総務地域福祉委員会)

第4条 この委員会は、本会の地域福祉の中核的な役割を果たすため、法人運営や経営判断、組織・財務等に関する協議、並びに地域福祉事業が、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に運営されているかを協議し、米原市の地域福祉向上に資することを目的とする。その協議事項については理事会に提案することとする。

- 2 委員会の委員は、本会会長他理事若干名をもって充て会長が委嘱する。
- 3 この委員の任期は、前項における役職の間とする。

(在宅生活支援委員会)

第5条 この委員会は、本会の在宅福祉サービス全体の採算状況やサービス提供状況について協議し、事業経営や事業主体としての利用者保護が適切かどうかを見極め、且つサービス提供を通して、地域福祉サービス水準の向上につながる社協らしい事業運営の調整を目的とする。その協議事項については理事会に提案することとする。

- 2 委員会の委員は、本会会長他理事若干名をもって充て会長が委嘱する。
- 3 この委員の任期は、前項における役職の間とする。

(生活福祉資金調査委員会)

第6条 この委員会は、生活福祉資金の貸付けに関して本会会長の諮問に応じ、調査及び内容の審査を行い、会長に意見を具申し、もって本業務の円滑なる運営を図ることを目的とする。

- 2 委員会の委員は、本会会長、副会長、他理事若干名をもって充て会長が委嘱する。
- 3 この委員の任期は、前項における役職の間とする。

(その他)

第7条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の委員会の出席及び意見を求めることが出来る。

2 この規程に定めのない事項については、その都度協議する。

#### 附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月29日から施行する。

この規程は、平成22年2月23日から施行する。

この規程は、平成22年7月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この規程は、平成28年8月22日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。